

減価償却資産のある方への

お知らせ

役場財務課に減価償却資産の登録のある方のみ、町県民税の申告書とあわせて毎年2月上旬頃、減価償却資産一覧表を対象者の方に送付しておりますが、システムの都合上今年から送付することが出来なくなりました。

ご自身等で確定申告をする際、この減価償却費の額が必要となる方は、本人確認の出来るものをご持参のうえ役場財務課窓口においてください。減価償却費の額をお知らせします。(同居されているご家族の方でもお知らせ出来ますので、来庁される方の本人確認の出来るものをご持参ください。)

準備等がありますので、来庁される前には必ずご連絡をお願いします。

役場で確定申告相談を受けられる方は相談時にお知らせさせていただきます。

税務署からのお知らせ

鳥取税務署では、2月22日・3月1日の日曜日にも申告の相談を受け付けます。申告書の提出は郵送でも受け付けます。

なお、個人事業主の消費税の確定申告と納税は3月31日(火)までです。

鳥取税務署 (〒680-0845 鳥取市富安2丁目89-14) ☎22-2141

町・県民税の申告

平成20年中に所得のあった人や、所得がなかった場合でも、国民健康保険に加入している人や、後期高齢者医療の対象者は町・県民税の申告が必要です。必ず期限内に申告してください。町・県民税の申告書が必要な人はご連絡ください。

ただし、次の方は町・県民税の申告をする必要はありません。

- ・給与所得のみで年末調整をした人
- ・所得税の確定申告をした人
- ・公的年金のみの65歳以上(1月1日現在)の人でその収入が148万円以下の人
- ・公的年金のみの65歳未満(1月1日現在)の人でその収入が98万円以下の人

地区別申告相談日日程表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	2月16日	17日	18日	19日	20日	21日
	田後・網代地区			浦富地区		全地区
22日 全地区	23日	24日	25日	26日	27日	28日
	浦富地区		東地区	大岩地区		全地区
3月1日 全地区	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	大岩地区	本庄地区		岩井地区		全地区
8日 全地区	9日	10日	11日	12日	13日	14日
	小田地区	蒲生地区	浦富地区	全地区		全地区
15日 全地区	16日 全地区	* 受付時間：午前9時から午前11時30分 午後1時から午後4時 都合の悪い場合は、他の地区の日にお越し頂いてもかまいません。				

税務署開庁日

問い合わせ先

財務課

☎73-1413